

旧岩手県立点字図書館（北山収蔵庫）資料搬送業務契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、旧岩手県立点字図書館（北山収蔵庫）資料搬送業務（以下「搬送事業」という。）の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1 乙は、甲の依頼する物品を指定する箇所へ搬送するものとする。

2 乙は、この契約書に基づく別紙仕様書に従い、誠実に搬送事業を実施しなければならない。

（業務期間）

第2 業務期間は、契約日から平成30年11月30日までとする。

（契約金額及び料金の支払い）

第3 契約金額は、〇〇〇円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇〇円）。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に料金を支払うものとする。

（契約保証金）

第4 契約保証金は、〇〇〇円とする。

（遅延利息）

第5 甲は、自己の責に帰すべき理由により、搬送料金の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.7パーセントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

（改善の指示等）

第6 甲は、乙に対して、搬送事業の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、搬送事業の実施に関し必要と認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（損害の帰属）

第7 搬送事業の実施に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第8 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、搬送事業の実施を継続する必要がなくなったとき。

(2) 乙が搬送事業を実施することができなくなったとき。

(3) 不正の手段により搬送料金の支払を受けたとき。

- (4) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は買入れ契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等を供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 乙が前各号のいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。
- (10) その他この契約に違反した場合

2 乙は、甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

第9 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（権利義務譲渡等の禁止）

第10 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、会計規則（平成4年3月31日岩手県規則第21号）第38条第2項に基づき、会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとす

（秘密の保持）

第11 乙は、本契約上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（事故等の報告）

第 12 乙は、物品につき、紛失、破損、著しい搬送の遅延、その他搬送事業に関する事故があったとき又はその恐れがあるときは、適切な措置を行うとともに、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示により必要な措置を取らなければならない。

(書類の保管)

第 13 乙は、搬送事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、平成 36 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(補則)

第 14 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県知事 達増 拓也

乙 住所
会社名
職・氏名